

よしのはし 現存する「復興型」震災復興橋梁『吉野橋』 を歴史的建造物として認定しました！

横浜市では昭和63(1988)年度から「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づき、歴史的景観を保全するため、近代建築、古民家、土木産業遺産などを横浜市認定歴史的建造物として認定してきました。今回、橋梁としては14橋目となる「吉野橋」を新たに認定しました。

■吉野橋



- 【所在地】横浜市南区吉野町1丁目26番地2地先、
宮元町1丁目7番地先
- 【構造・規模】鉄筋コンクリート造ラーメン式橋台、
上路式単純鋼板桁橋
- 橋長：25.9m
幅員：21.9m(車道16.6m+歩道2.65m×2)
- 【設計者】内務省復興局横浜出張所
- 【施工者】清水組(現 清水建設)
- 【建造年】大正15(1926)年
- 【認定年月日】平成31(2019)年3月26日

吉野橋は、中村川に架かる震災復興橋梁で、いわゆる「復興型」と呼ばれる構造的特徴を持つ。特に地質が軟弱な現場に対して耐震性を持たせるための設計で、短い杭を広く打つことで橋台の基礎としていた。この場合、橋台用地として広い用地買収が必要となるため、陸地の土地取得が困難な場合に河川内に橋台を設けている。河川内の通水や船舶の航行を確保するために橋台に空間を確保しており、吉野橋はアーチ型となっている。

橋台の表面は、高欄と親柱まで同一の石張で意匠が統一されており、華美ではないものの、当時の復興局の橋梁美思想の現れとみることができる。

中村川の他の震災復興橋梁は、架け替え等で現存しないうえ、沿道建築物が高層化されたことで、往時の姿を想起することが難しくなっているなか、吉野橋は震災復興からの都市発展の過程を偲ぶことができる貴重な景観構成要素となっている。架橋から約1世紀近くにわたり、市民の生活を支えた土木構造物であり、これまでの改良工事等においても大規模な構造の変化を与えることなく、既存の意匠に配慮する施工がなされている点などから、震災復興期の姿を現代に伝える貴重な土木産業遺産である。



同一の石張で統一された意匠



親柱、灯具



親しまれている水辺空間

◆ 横浜市認定歴史的建造物について

「歴史を生かしたまちづくり要綱」の規定により、以下の要件を満たしたもので、保全すべき部位とその意匠・材料・色彩及び活用方法を「保全活用計画」として定めて、市長が認定します。認定した歴史的建造物を保全するための改修等に必要な費用の一部について、市の助成を受けることができます。

- (1) 歴史的建造物登録台帳に登録されたもののうち専門家による調査により、特に価値があると判断されたもの。
- (2) 要綱により設置されている「歴史的景観保全委員」の意見を聴きながら、所有者との協議のうえ、適切な保全活用計画が作成されたもの。

■ 位置図



◆ 震災復興橋梁とは

大正 12 (1923) 年の関東大震災で被災した東京・横浜の復興のために国、府、市によって施行された震災復興事業によって建設された橋梁のこと。

火災により木造の橋梁が焼け落ち、多くの人々が逃げ場を失い犠牲となったことを踏まえ、橋梁の耐震耐火構造を目指すとともに、短い期間に多くの橋梁を建設しなければならなかったため、なるべく標準的な設計に基づいて建設された。その中でも個性を演出するために、親柱や高欄などのデザインや意匠面で様々な工夫がなされた。

横浜市には 178 橋あったが、現存しているのは 40 橋（内、復興局施工 16 橋）のみである。

◆ これまでに歴史的建造物に認定された橋（網掛け部分が震災復興橋梁）

| 名称 | 所在区 | (当初) 建築年 | 歴史的建造物に認定された年 |
|----------------|-------|-------------------------|---------------|
| 港一号橋梁 | 西区・中区 | 明治 42(1909)年 | 平成 8 年度 |
| 港二号橋梁 | 中区 | 明治 42(1909)年 | 平成 8 年度 |
| 港三号橋梁 (旧大岡川橋梁) | 中区 | 明治 39(1906)年 | 平成 8 年度 |
| 浦舟水道橋 | 南区 | 明治 26(1893)年 | 平成 12 年度 |
| 響橋 | 鶴見区 | 昭和 16(1941)年 | 平成 13 年度 |
| 昇龍橋 | 栄区 | 明治中期から 大正 4 年以前 (推定) | 平成 13 年度 |
| 新港橋梁 | 中区 | 大正元(1912)年 | 平成 14 年度 |
| 打越橋 | 中区 | 昭和 3 (1928)年 | 平成 15 年度 |
| 桜道橋 | 中区 | 昭和 3 (1928)年 | 平成 16 年度 |
| 霞橋 | 西区・南区 | 昭和 3 (1928)年 | 平成 16 年度 |
| 谷戸橋 | 中区 | 昭和 2 (1927)年 | 平成 17 年度 |
| 西之橋 | 中区 | 大正 15(1926)年 | 平成 17 年度 |
| 霞橋 (旧江ヶ崎跨線橋) | 中区 | 明治 29(1896)年 | 平成 25 年度 |

お問合せ先

(歴史的建造物の認定について)

都市整備局 都市デザイン室長 梶山 祐実

電話 045-671-2009

(吉野橋について)

道路局 橋梁課長 安達 秀昭

電話 045-671-2752